

西周の教育思想¹

——『養材私言稿本』を中心に

張 厚泉

要旨：本稿は『養材私言稿本』を中心に、西周の教育思想を考察したものである。西はこの稿本で、人材育成の政策から学校教育の制度作り、人材選びの方法と人材登用の関連付けといった独自の論点を打ち出し、幅広く論じた。特に、「文武」別の基準で人材を選ぶという主張は、当時の「重武軽文」の社会風潮と真っ向から対立する意見である。また、私塾と公的教育機関の大学で、西は「立志」と「勉強」のほか、「道德」と「体育」の重要性も論じた。これらは西の教育思想の近代性を物語っている。

キーワード：教育 養材 学校 文武 三育

1. はじめに

西周（1829-1897）は津和野に生まれた明治の啓蒙思想家である。近代日本において初めて西洋（オランダ）に留学した日本人であり、西洋近代の学術思想を日本に移植し、哲学、法学、政治、経済、社会、教育、国語、軍事といった様々な分野で活躍し、多岐にわたって業績を残した。「学士論客ノ著作文章ヲ觀ルニ多クハ風流遊戯ノ浮草文字ニシテ、経綸有用ノ言甚少ナシ」の時代において、「日本学士惟西先生ノミ、西洋学士ノ風アリ、精神アリ、亦西洋学士ニ恥チサルナリ」²だったのである。

「教育」という用語は、すでに『孟子』に確認することができる。孟子曰く、「君子有三樂、而王天下不與存焉。父母俱存、兄弟無故、一樂也。仰不愧於天、俯不忤於人、二樂也。得天下英才而教育之、三樂也。君子有三樂、而王天下不與存焉」。すなわち、君子には三つの樂があるが、天下に王となることはそれとは無縁である。父母が健在し、兄弟に心配がないことが第一の樂である。仰いで天に恥じず、附して人に恥ざることが第二の樂である。天下の英才を得れば、これを教育することが第三の樂である、という意味である。実際に、日本人による

¹ 本文系上海市教育委員会科研創新項目「基于全球史觀的中国現代化核心價值的硏究」14S11401）、上海市高等教育学会 2018 年「“一帶一路”視域下的服飾与語言文化的課程案例硏究」（GJYL1803）、東華大学中央高校基本科研業務費專項資金「人類共同体視域下的儒学與近代詞硏究」培育基地（19D111405）、東華大学人文社科繁榮計画重点項目「日本近代転折期的詔介與學術体系形成的硏究」的階段性成果。

² 萱生奉三（1880）編『西先生論集』に寄せた土居光華の序文。

国語として「教育」という語が使われるようになったのは江戸時代以後であったと言われており、幕府の公文書では1670年の「林春斎の編集書籍進呈件」に、公文書以外では常盤潭北『民家童蒙解』（1735年）など江戸時代以後の書物に見られる³。

古典漢語に見られる「教育」という言葉の意味は、日本語においても中国語においても必ずしも今日の「教育」と同じではない。また、使い方によって意味が異なっており、使う対象によって、指す内容も違っているのである。たとえば、日本語を国語として扱う「国語教育」は、「Japanese Education」に当たるが、外国語として扱う「日本語教育」なら、「Teaching Japanese as a Foreign Language」になり、同じ「教育」のはずだが、英語に訳すとなると、「Education」と「Teaching」という別の言葉になる。本稿では、「教育」という語を主に人間をある集団に属する一員を意識して、必要な知識を教え、その人の能力を伸ばす学校教育の意味として用いる。

徳川幕府が崩壊した後、駿府に移封されたが、藩の建て直しや人材育成のため、明治元（1868）年9月に駿府学問所が開かれ、明治2年6月に府中（駿府）が静岡と改称されてから、静岡学問所、静岡学校と呼ばれた。また、陸軍将校の養成を目的として、明治元（1868）年12月には沼津に「徳川家沼津兵学校」と同校付属小学校も開かれた。両学校の頭取には、幕府最初のオランダ留学生で、開成所教授だった津田真道と西周が当たっていた。両学校は当時、日本最高水準の学校であったが、廃藩置県（1871）という近代化の中で、1872年にそれぞれ廃校となり、明治政府の所管となった。津田真道はその後、新政府の司法省に出仕し、外務権大丞となり、日清修好条規の締結に全権伊達宗城の副使として清国との交渉に携わり、高等法院陪席裁判官、元老院議員、初代衆議院副議長を務めた。一方、西周は兵部省に勤め、学制取調御用掛、宮内省御用掛、貴族院勅撰議員を歴任し、東京学士会会長にも選ばれ、健康上の理由で公職を辞職した後も学問を研究し続けた。学校運営において、西周は沼津兵学校の頭取（1868）や東京師範学校の校務嘱託（1881-85）、独逸学協会学校の校長（1883-87）を歴任し、私塾の「育英舎」も開設するなど、教育の分野においても大きな功績を残した。

西周の教育に関する主な論説は以下のように、『西周全集第二巻』（宗高書房、1962年）の「教育篇」（435-565頁）に収録されている。

- (1) 養材私言稿本
- (2) 徳川家兵学校掟書
- (3) 徳川家沼津兵学校追加掟書
- (4) 追加沼津学校掟書 草稿本
- (5) 文武学校基本并規則書

³ 国立国会図書館レファレンス事例詳細「教育」

[転記用 URL]http://crd.ndl.go.jp/reference/detail?page=ref_view&id=1000100815、2014/10/12 アクセス。

- (6) 育英舎則
- (7) 東京師範学校ニテ道德学ノ一科ヲ置ク大意ヲ論ス
- (8) 東京師範学校ニテ法令学ノ科ヲ置ク大意
- (9) 師範学校卒業式ノトキ卒業生ニ告クル文
- (10) 東京大学卒業証書授与式演説
- (11) 才能偏僻生於作用之反覆説
- (12) 和蘭大学法令

本稿では、こうした文献に基づき、特に『養材私言稿本』を中心に西周の教育思想について考察を試みる。

2. 先行研究の概観

西周の教育思想はどのように研究されてきたか。その状況を国立情報学研究所のデータベース(CiNii)で調べてみた。先行研究を「西周+教育」で検索してみたところ、72本の論文があり、その中には、古代中国の「西周時代」に関する論文や、「葛西周」のような著者名に「西周」の文字が入っている場合もあるが、それらを除けば、西周の教育に関する内容の論文は凡そ36本が数えられた。一方、先行研究を「西周+学校」で検索してみると24本あった。実際、西周関係の論文は11本であるが、村上祐紀の「森鷗外『西周伝』論」(小山工業高等専門学校研究紀要(42), 192-184, 2010-03)と、藤田豊の「近代大学図書館起源考——西周と沼津兵学校」(図書館学会年報 16(1), 8-9, 1970-12)を除けば、二つの方法で、いずれの検索結果にもヒットした論文は以下の9本である。

- (1) 田中元暁. 西周の思想の変容——「藝術」を手掛かりにして. 明治大学史資料センター報告 35, 31-56, 2013-05-10
- (2) 奥野武志. 西周における道德と教育——「東京師範学校ニテ道德学ノ一科ヲ置ク大意ヲ論ス」の史的位罫. 関東教育学会紀要(35), 13-23, 2008-10
- (3) 宇野美恵子. 西周の教育思想における東西思想の出会い——沼津兵学校時代を中心に(特集 西周と東西思想の出会い). 北東アジア研究(14・15), 3-19, 2008-03
- (4) 奥野武志. 東京師範学校と西周——校務嘱託としての位罫. 地方教育史研究(29), 1-21, 2008
- (5) 奥野武志. 西周「文武学校基本并規則書」における「学校教練」構想. 早稲田大学大学院教育学研究科紀要 別冊(15-2), 49-57, 2007
- (6) 奥野武志. 西周「文武学校基本并規則書」における小学学科「体操」に関する一考察. 早稲田大学大学院教育学研究科紀要 別冊(15-1), 127-135, 2007
- (7) 奥野武志. 西周「兵賦論」における学校教練構想. 早稲田大学大学院教育学研究科紀要 別冊(14-1), 155-164, 2006
- (8) 藤岡一雄. 陸軍幼年学校の研究——西周教師を中心として. 九州教育学会研究紀要

31, 81-88, 2003

(9) 河原美耶子. 西周と独逸学協会学校の創設. 教育学雑誌 34(0), 33-45, 2000

「西周+教育」で検索した論文再び精査してみても、上記9本に入っていない論文は、「西周の思想に対する徂徠学の影響」や、「西周から松本亦太郎まで」、「西周に於ける儒教と洋学——明治啓蒙思想の構造分析」、「西周の宗教観と歴史観」などが、いずれも学校、あるいは教育分野に関する論文ではなかったことが確認できた。

上記9本の論文はいずれも2000年以降に発表されたもので、そのうち、奥野武志が発表した5本の論文は、「東京師範学校嘱託」、「文武学校基本并規則書」、「兵賦論」を中心に論じられており、「学校教練」、「体操」、「道徳学ノ一科」という学科の設置問題を中心に論じられている論文である。また、河原美耶子は「独逸学協会学校」について論じている。宇野美恵子は「沼津兵学校」を中心に論じ、『養材私言稿本』を取り上げているものの、人材育成のために学校設置の必要性を論じた冒頭の4行を引用しただけに留まっている。いずれにせよ、『養材私言稿本』を正面から論じる研究論文は確認できなかったため、西周の最初の教育論である『養材私言稿本』は、まだ研究されていない状況にあると指摘できる。

3. 『養材私言稿本』解題

『西周全集第二巻』の「教育篇」に収録されている12本の論文のうち、『養材私言稿本』だけが漢文体であり、西懋という署名で書かれている。本文は「其一」から「其十」があって、少なくとも10節からなるはずであったが、第10節は書き出しだけで終わっており、未完成文である。しかし、1~9節の各節は論理的に書かれており、5千字を超えた大作である。儒学の四書五経の『大学』が1753字、『中庸』が3568字であることを考えると、未完成とは言え、無視できない西周の教育論である。執筆の時期は不明であるが、大久保利謙氏は原稿用紙と内容から、壮年在藩時代に書かれたものだと解説している。弘化2(1845)年12月24日、西周は藩主亀井茲監に謁見して以降、「一代還俗」を命じられ儒学の道を進んだが、後に藩学諸生寮の培達塾の塾頭(1852)になり、寮生の管理に当たることになった。「其八」にも、「若夫瓌節末目、害其培達之方者、蓋亦不鮮」とあるように、「培達」に触れたことから、この稿本は西が江戸上京(1853)までの間、藩校の在り方について考える必要があったことが起草の動機となったのであろう。

『養材私言稿本』には「議学政」という内題がある。題名も内容も文字通り、人材育成の教育論である。これまでそれに関する解釈は皆無であるため、1から9節までの各節の主な内容は以下のように解説を施す。見出しと訳文は、筆者が付けた。

其一(養材之政) 材也者天之所與也、天之所與人從而成之、之謂養、猶桐梓松栢⁴、

⁴ 「桐梓」は『詩経』『孟子』、「松」は『尚書』『礼記』『詩経』、「栢」は「柏」と同義で、

膚理之有緻密有清脆材也，枝幹之有長大而曲直材也，皆天之所與也，内之所有也，雨露之滋潤，風日之乾燥養也，土地之墳壤養也，人之栽培灌溉亦養也，皆有待於外者也，（中略）是故材也者，養之為大焉，然則養之之道如何，曰設之癢序學校、而處之列之藝術技業以教之，立之法度節目以制之。天下之政，莫急乎得材，得材莫急乎養材，養材莫急乎正學政，苟欲正學政，蓋考諸古而施諸今也。

（材というものは、天から与えられるものである。天から与えられて、人はそれに従って成す。これは養という。桐梓松柏のように、樹木によっては材質が緻密なものもあれば、軽くて柔らかいものもある。みな天から与えられたものであり、内面に備わっているのである。雨露の潤いや、風、太陽の乾燥は養である。土地の肥沃も養である。人の栽培や灌溉もまた養である。みな外に頼る必要があるものである。（中略）これ故に材というものは、養うことが大事である。然るにこれを養う道とは何かというと、学校を設けることである。芸の術、技の業の科目を立てて生徒を教え、法度及び規則の細目を制定し、以て天下を治める政治は、人材を得ることより急ぐこと莫れ。人材を得ることより人材育成を急ぐこと莫れ。人材を育てることより学政を正すのを急ぐこと莫れ。もし学政を正そうとするなら、苟も歴史を考証して今の行政を行うべきである。

其二（科举得失） 養材之政，考諸西土⁵，征諸古昔，其利害得失之所由，其大略可得而言已。夫西土教学之法，极其盛备者莫若周人。（中略）宋用論策明定為八股，蓋亦互有得失，然而雋才豪傑，往往由此而出，則其有補於治道亦不可誣也。且夫彼方有州学有县学，大小相維，以培養人才。吏士不学則無得撰举，是其所以文学拔出于四国而人才济济欵。

（養材の政については、中国を考証し、大昔を諸々征して、その利害得失の次第で、その大略を語ることができる。そもそも中国の教学の方法は、きわめて優れた者は周人に若く莫れというものである。〔中略〕宋朝は論策を用い、明朝は八股文を定めた。いずれも得失相半ばであった。然れども雋才豪傑は、往々にしてここから輩出される。即ち、それは治道を補う効力がある事実を曲げて言うべきではないということである。且つ彼方には州に州学、県に県学、大小の学校で関連して維持し、人材を養成している。吏士が学ばなければ推薦してもらえず、そのため学問はほかの国より抜きん出る優れ、人材济济である。、）

其三（更革法度） 方今升平相承二百五十有餘年，治化窮乎上，而弊風萌乎下，士氣萎爾，学業不實，有志之士深憂焉，苟有有為之主觀於此，盍更革法度，釐正学政，辨明学術，以變易其弊風也。

（今の世の中は平和が250年余り続いて、上には治化の策がなく、下には弊風が蔓延っている。士気が低下し、学業が実用ではなくなっている。有志の士はそれを深く憂慮し、

『尚書』『国語』『詩経』などに確認できる。「癢序」は「庠序」と同じく、学校の意味である。

⁵ 西の地、中国。日本からみて中国、インド、西洋を指す（小学館『デジタル大辞泉』2018年）。

苟も有為の君主がこの状況を見ているなら、法律制度を改革し、学政を正し、学術を弁明し、その弊風を変易すべきである。）

其四（論兵之制）至論兵則西土之制，遠不及我邦之簡便也。何則彼與我其始同農兵也，而彼則秦漢而下郡邑治乎天下，而其兵出於召募矣，我則勝國以降封建治乎天下，而其兵有定業矣。（中略）請言其詳，蓋西土兵制，雖隨世代而為變更，要之或募之天下，或役之民戶⁶，均民兵也，若漢之材官獷張，若唐之獷騎，若宋之刺義，勇則募之於天下者也，其曰某州某郡之兵，曰某府某軍之卒，則役之於民者也，役之者迫於命，而出於不可已，其為技既不精，其為心亦不固。（中略）獨唐初府兵之制，與周人⁷農兵之法，無事則稼穡⁸，有事則甲冑，頗為得其道理焉，然亦不若我邦制之簡便也。

（兵を論ずるに至っては、中国の制度は我が邦に比べ、簡便さでは遥かに及ばない。なぜなら、彼我は同じ農の兵から始まるが、而して彼らは秦漢から郡邑の単位で国を統治し、その兵は召募によって集めているからである。我が邦は勝國以降、封建制度で国を統治し、兵が安定した職業になっている。（中略）詳しく言えば、中国の兵制は、世代とともに変わってきたが、基本的には全国規模で募るか、各家で徴兵し兵役に服させるかしたもので、すべて民兵である。例えば漢の材官兵は恐ろしい形相ができる者、唐は獷騎兵になれる者、宋は兵（の顔や腕）に字を刺せる者など、勇ましなければ広く召募した。これらの兵士は某州某郡の兵と言ひ、某府某軍の卒と言った。即ち民間人を兵役させたのであるが、兵役を課された者は命じられて、やむを得ず兵士になったため、彼らは戦いの業に精通精しておらず、心から固く忠誠を尽くすこともなかった。（中略）ただ唐の初めの府兵の制と、周朝の農兵の法では、戦争がなければ、種まきと収穫の農作業に携わることになっていた。戦争があれば、甲冑を着て（武装するというこで）。頗る道理にかなっている。然れども我が邦の制度ほど簡便ではなかった。）

其五（先王之制）吾先王之制，六十有餘州⁹之民举而皆農也，有事則召，而役之即兵也，而其守衛王城者，歲時番上更代，猶唐人府兵耳¹⁰。降及鎌倉氏，天下之大勢一變矣，（中略）是為古今兵制之變矣。慶元以還，天下大定，封建既固，於是列藩復多蓄戰士關

⁶ 民家。清朝の戸籍制度、普通の家。

⁷ 周（紀元前 1046 年ごろ - 紀元前 256 年）は、中国古代の王朝、中国文明の始まりだとされている。

⁸ 種まきと収穫の農業。

⁹ 五畿七道の 66 か国に宍岐、対馬を合わせた日本全体の総称。歌川広重の『六十余州名所図会』が知られている。

¹⁰ 「番上」とは、順番に交代して勤務することである。「府兵制」は、魏から始まって、唐の初期に完成された兵農一致の制度である。農民は平時には農耕し、閑散期には訓練する。戦時には戦闘任務につく。

卒，以為干城¹¹，厚祿以養之，高爵以貴之，既復無有戰爭之事，則傲然素餐¹²，自命以武士，縱肆橫行，奴隸視農人，反不知其本出於此也。比諸先王之制，雖如不及，然勢之所至，復不可得而易也，況又有不當易者耶。

(我が先王の制度では、六十余の州の全ての民衆はみな農民である。有事なら召喚され、兵士として服役する。王城を守衛する者は、唐の府兵のように、決まった期間で交代で宿営する。鎌倉以降、天下の情勢が一変した。(中略)これは古今兵制の移り変わりである。慶元¹³以来、天下が大いに安定し、封建制度が既に固まった。そして、各藩は多くの戦士、鬪卒を蓄え、王城を守らせ、厚い俸禄を以て彼らを養い、高い官爵を以て彼らを貴んでいる。既に再び戦争有事の状況ではなくても、彼らは依然として偉そうに勞せずして俸禄を受け、武士だと自任し、勝手気ままで横暴なふるまいをして、農民を奴隸のように見なしているが、彼らはもともと農民出身であったことを忘れていた。先王の制度に比べて及ばなくなったが、社会情勢の変化によるもので、元に戻せない要素もあり、再び元に戻すことはできない。)

其六(土有高下) 点朱于盆水，一盆盡朱，水非不多也，白者(之)易化也，華易化樸難復亦尤如此。(中略)不易今之法，不更今之俗，就而新之，振而作之，如意而已何也。曰土之材有高下焉，高且厚者，拔以學文，下且薄者概以講武。學文者以治民，講武者以禦寇。如此¹⁴，則更治兵備¹⁵各將得其道也，是當今之制，所以最為得其要也。

(盆の水に少し赤い色を入れれば、すべて赤くなる。これは水が少ないというわけではなく、白は染まりやすいからである。華靡が染まりやすく、純朴を再び蘇らせるのが難しいのもこれと同じである。(中略)今の律法を易えず、今の俗信を変えなければ、どうやって思い通りにできようか。曰く、土の材には高下の別があり、(知が)高く厚い者には拔擢して文を学ばせる。(知が)低くて薄いものには、概して武を講ずる。文を学ぶ者は、民を治める。武を講ずる者は外敵を防御する。このように、兵備を整えて、将が適材適所に配置する。これは今の制度が最もその要を得る所以である。)

其七(人材三道) 古之所以陶冶人材者，其道三矣。振之也，教之也，養之也，此三

¹¹ 敵を防ぎ、土地を守る人。また盾、城壁を指す。

¹² 勞せずして俸禄を受けることを指す。

¹³ 嘉元(1195-1200年)は南宋の元号である。「庆元以还，天下大定」の前に「降及鎌倉氏」、「及至室町氏」を取り上げられていることから、ここの「慶元」は、「慶長」「元和」の時期を指すであろうと推定される。

¹⁴ 西周の原稿には句読点がない。『西周全集 第二巻』では「学文者以治民，講武者以禦寇。如此。」となっている(p.440)。意味が通じないため、筆者により句読点を改めた。

¹⁵ 明代に辺境地に軍事施設と武器装備を整備するため、「兵備道」が置かれた。兵備官は四品に当る。

者苟一失，其道則不可成也，材成矣而不為用也。是故能養人材者詳諸一而盡諸二¹⁶。何為振之也，曰明法度也。國家之理亂，關乎人材，人材之生息，關乎學政，是故明君必重學政。（中略）何為教之，曰一學術也，定技藝也。（中略）何為養之，曰節乎弛張時乎消息¹⁷也。學政所系，大則鬻舍規則，小則藝場瑣事。（中略）是故能養者，時其緩急節其煩簡各盡其宜，而後大材得以達，小材亦不失其成，是所以養之也。

（古人が人材を育成する方法は三つある。それは人材を興すことと、人材を教えることと、人材を養成することである。この三者が一つでも失われれば、その道は成り立たない。仮に材になっても使いものにならない。これ故、人材を養成できる者は、その一つができれば二つを尽して極めることができるのである。人材を興すとは何か。曰く、法令を明確にすることである。国家を治められるかどうかは人材にかかっている。人材の生存は学政にかかっている。これ故、賢明な君主は必ず学政を重んじるのである。（中略）人材を教えるとは何か。曰く、學術に専念し、技芸を確実に身につけることである。（中略）人材を養成するとは何か。曰く、一弛一張の節があり、消長の時があるということである。学政が関連しているところというのは、大なら則ち学校の規則であり、小なら則ち芸場などの雑事のことである。（中略）これ故、良い養成者は、その緩急の時や煩簡の箇所はそれぞれ最適に尽くしているのである。而して後に大材は達することができ、小材もそれなりに成るのである。これを人材を養成するというのである。）

八（学政法度）方今學政所以不举，人材所以不起者，其實蓋在夫三者，失其道而已。（中略）方今列藩非無校館之設也，而人視以為贅旒¹⁸文具，間亦非無讀書知理之人也，而人視以為楚狂宋愚，是皆其權太輕也，苟無立之法度，使學政之權，與吏政兵政相為表裡，則其弊不已，是法度失其道也，方今學術雲者，或泥經義，或耽詞文，其所謂才者非從政之才也，其所謂知者非經綸之知也，問其道則輕浮，而淺薄以為闊達，固陋而執拗以為剛毅，其無裨益於國家，有不若武夫，俗吏者乃至鄙野者，以吾道與夫神道佛說同一視，亦泛然不知可為國家之用也，是教之失其道也。此三者失其道之大者，若夫瓌節末目，害其培達之方者，蓋亦不鮮，苟欲陶冶人材者，嚴明其法度，詳備其教法，樽節其養視¹⁹，以變革其弊俗，則庶乎²⁰其可也。

（現在、学政が振るわず、人材が現れない原因は、実は上記の三つの道が失われている

¹⁶ 『西周全集 第二巻』では「是故能養人材者詳諸一而盡，諸二何為振之也，曰明法度也。」（p.440）となっている。意味が通じないため、筆者により句読点を改めた。

¹⁷ 「消息」とは、榮枯盛衰の意。『易經』「豐卦」に「天地盈虛、與時消息」とある。

¹⁸ 「贅旒」とは、旌旗の飾りのリボンのことである。実権のない君主や官吏の喩え。

¹⁹ 「樽節」は節約、制限の意味で、『新唐書』『明史』に記載がある。「養視」は「面倒を見る」という意味で、『管子』『漢書』『後漢書』に見られる。

²⁰ 「庶乎」は、「ほぼ」、「～近い」という意味である。

からである。(中略)今、各藩は学校を設けていないわけではない。而して世間はそれを飾りの文具だと見なしている。読書人で道理に精通する人がいないわけでもない。而して世間は彼らを楚の狂人や宋の愚人だと見なしている。これらはみな権威が低いからである。もし法度を立てず、学政の権威を官吏や兵権と同様、表裏に一致しなければ、則ちその弊害が已まないのである。これは法度がその公正を失うからである。現在、学者という者は、経義に拘り、詩文に耽る。これらのいわゆる才というものは政治に携わる才ではなく、知というものも国家政治を治める経綸の知ではない。政治の道を聞けば、則ち輕浮である。浅薄を以て闊達とし、固陋で執拗を以て剛毅とし、国家に裨益がなく、武人、官吏ないし卑俗で下品な人にも及ばない。我が道をあの神道仏説と同一に視し、(我が道)が国家のために役立つことをまったく分かっていない。これは道を失っている教である。この三者が一番その道を失るものは、玉石の細かい瑕のように、培達塾の方正に害を与え、蓋し亦少なくない。もし人材を陶冶しようとするなら、その法度を厳しく、物事の教え方を詳しく備え、経費を節約し、以て弊俗を変革すれば、則ちほほ良い状況になるのである。

其九(士臣三等) 間嘗竊斟酌講究, 其法曰, 凡藩府凡百士臣, 分為三等, 曰上士(永祿之士我藩馬廻以上), 曰中士(我藩勘定格以上)、曰下士(我藩足輕以上), 其上士中士有子弟及十年者, 無嫡庶無賢愚,²¹令之皆出入于學, 下士不與焉。唯有俊秀異等者, 則得選以與。既入于學, 教之以文藝, 習之以武技。卯而入, 巳而出, 午而登, 申而退。司業帥以順正、而有司糾其緩怠、日遊月習無敢或懈,²²乃於歲之杪大會, 有司舉其及十有六年者, 而評論其材, 察之以五品之法, 曰藝業, 曰心術, 曰骨相, 曰言語, 曰動作, 而皆識之於平素, 別之以二等之法, 曰上資, 曰中資, 而選之以一要法, 曰公以定眾論, 論定而後舉其出於上資者, 條列其名以升之于朝, 名曰吏士。内而朝廷百官之選, 外而郡邑守令之任, 以至若辭令專對之務, 凡職之資乎智慮以行者, 皆取材於此²³。又舉其出於中資者, 條列其名以升之于朝, 名曰兵士, 無事則殿閣宿衛大廟奉禮²⁴, 有事則驍騎健闘, 凡職之資乎力強而辨²⁵者, 皆取材於此²⁶。(中略)在學十有四年, 歲及三十者始(乃)許歸于

²¹ この「,」は、筆者によってつけたものである。

²² この「,」は、筆者によってつけたものである。

²³ 『西周全集 第二卷』では、「凡職之資乎智慮, 以行者皆取材于此」(p.443)になっている。「乎」はここでは前置詞(介詞)「于」の働きで、筆者により「凡職之資乎智慮以行者, 皆取材于此」に改めた。

²⁴ 「宿衛」は宮廷の守衛兵のことで、「奉禮」は「奉礼郎」という官職名からである。「奉礼郎」はもともと「治礼郎」という官名であったが、唐高宗李治が即位した後、避諱のため、「奉礼郎」と改められた。

²⁵ 「辨」同「辯」。口頭論争。

²⁶ 『西周全集 第二卷』(p.443)では、「凡職之資乎, 力強而辨者皆取材於此」になっている。

家，始仕也。（中略）凡子弟不齒於鄉不入於學，不令仕于朝，若士臣有子弟，不令入學，父兄則有誅。既入于學不帥教則有誅，犯法則有誅，不勉則有誅²⁷。

（私はかつて密かに斟酌し研究した。その方法とは、凡ての藩府の凡ての百士臣を、三等に分けるのである。曰く上士（永祿の士、津和野藩の馬廻以上）、曰く中士（津和野藩の勘定格以上）、曰く下士（津和野藩の足軽以上）、其の上士と中士の子弟が10歳になると、嫡出か庶出かを問わず、賢さも関係なく、学校に通わせる義務を課す。下士にはこれを与えない。ただ特段に優秀な者が居たら、それを選んで資格を与える。入学すれば、文芸を教え、武技を習わせる。（学校には）朝5時から7時の間に入り、9時から11時の間に出る。11時から13時の間に登校し、15時から17時の間に下校する。指導者が正しい方向へ導き、教師が生徒の緩怠を糾す。日々精進努力し、学業に励み、気を緩めてはならない。年末の大会で、16歳になった生徒に対して、責任者がその才能を定め、曰く、芸業、心術、骨相、言語、動作の五項目を、すべて普段の行いに基づいて評価し、上質と中質の二段階に分ける。而して一つ重要な方法を選び、曰く公にして皆からの議論を聞き入れてから決めるのである。論定したら、上質者に選ばれた者を推薦し、そのリストを朝廷に提出し、吏士と呼ぶ。吏士は、内において朝廷の百官の候補となり、外において地方の責任者を任ずる。智慮を以て行う職は、すべてこのリストから人材を選ぶ。また、中質者に選ばれた者を推薦し、そのリストを朝廷に提出し、兵士と呼ぶ。兵士は、平和な時は則ち殿閣を守り、大廟の奉禮を執り行う。有事の際は、則ち馬に乗って健闘する。力強く、口頭論争が必要とされる職は、すべてこのリストから人材を選ぶ。（中略）在学して14年、30歳になれば、はじめて在宅を許し、仕事を始める。（中略）凡そ子弟が郷里から相手にされず、学校から相手にされなければ、朝廷に仕えさせない。もし士臣の子弟が入学しなければ、父兄に則ち処罰を与える。既に入学しても、教えを導かなければ、それも処罰を受ける。法を犯すものが処罰を受けるが、勉強しないものも処罰を受ける。）

其十（十年之由） 周人八岁入学，夫八岁而服天下之制也，然則入学可也，今何以期十年，曰（校訂者曰、以下なし）

（周の人は8歳から学び始める。8歳にして天下の制度に従う。然れども学び始めては可であるが、今なぜ十年を以て期するか。曰く（校訂者注、以下なし）

『養材私言稿本』の「其一」の冒頭で、西は人材養成を「桐梓松柏」の樹木に喩えて、材質と、育てることが最も重要で、その方法は学校を設けることであると指摘し、学校設置の重要

「乎」はここでは前置詞（介詞）「于」の働きで、「凡職之資乎力強而辨者，皆取材於此」に改めた。

²⁷ 『西周全集 第二巻』では、「入干学」「升之干朝」「歸干家」（p.440）となっているが、西周の手稿に基づき、「入于学」「升之于朝」「歸于家」と、「干」を「于」に改めて翻刻し訳した。

性を説いた。「桐梓松柏」はいずれも三千年前の『詩経』、「松柏」はさらに『詩経』よりも前の『尚書』に見られる樹木名で、西周の漢学素養の高さが窺える。

また、「其六」では、人材の上下について、「曰士之材有高下焉，高且厚者，拔以学文，下且薄者概以讲武，学文者以治民，讲武者以禦寇」と述べ、才能が上且つ温厚な者を抜擢して文を学ばせる。才能が下且つ動作が敏捷な人に武を学ばせる。文を学ぶ者は民を治める。武を講じる者は敵を防ぐと説いている。文武で人材の上下を論ずることは今日の視点からすれば、いささか違和感を覚えるが、当時は「重武軽文」の風潮が強かったため、西はそれを批判する視座でそう論じていたのである。

さらに、「其七」において、次のように人材を育成する三つの方法を論じている。古人が人材を育成する方法は三つあり、それは振興することと、教えることと、養成することである。この三者が一つでも失われることがあっては人材育成は成り立たない。仮に材になっても使いものにならない。国家の統治は人材にかかっている。人材確保は学政にかかっている。これ故、賢明な君主は必ず学政を重んじるべきである。それだけではなく、学校から劇場まで、事の大小にかかわらず規則を作る必要があると論じた。

最後の「其九」では、西は藩府の「百士臣」（役人）を三等に分け、それぞれが担うべき役割を論じたうえで、養成に関する勉強の時間割や就学に関する賞罰など、細かい規則を定めている。

「百士臣」とは、藩府に奉公する身分を有する人を指す。松島（2000）によると、明治維新以前の兵制は、幕府が寛永年間に制定した一万石につき、士卒235人、内騎士10名、弓10張、銃20挺、槍30本が基準で、これにより4万3千石の津和野藩では士卒約千人、騎士40名、弓40張、銃80挺、槍120本が軍役とされていた²⁸。

津和野藩は慶長6年（1601）10月、坂崎直盛が徳川政権による新封三万石をうけて入城したことによってはじまったとされている²⁹。西がここで、なぜ「永祿之士」を取り上げたか、その経緯は不明であるが、津和野城を創築した吉見氏一族の歴史を考察すると、その関係性が見えてくる。つまり、第11代城主に当たる吉見広頼（よしみ ひろより、1535?～1613年）氏は籠城戦で相手の人質となったこともあるが、初陣が永祿6（1563）年であることを考えれば、「永祿之士」が津和野の歴史において重要な地位を占めていることが分かる。

また、藩全体の向学の気風を高めるため、天保10（1840）年に藩主の座についた茲監は、「担当の藩校の教授を招き、月例の講義を大書院において開催していた。午前十時からの講義は、藩主、茲監はじめ、家老、中老、表用人、大目付、寺社、町奉行、郡奉行、納戸奉行、銀奉行、勘定奉行、御縁側詰役人、物頭馬廻、御雇中小姓、徒士勘定格、茶道格まで受講した。

²⁸ 松島（2000）『亀井茲監』p.39。

²⁹ 沖本（2006）『津和野藩』p.4、p.9。

この講義に欠席する場合は届を必要とした。その他、藩主は別に毎朝8時、担当教授より素読を受け率先して学問を奨励した³⁰という。

また、生徒の学習効果をどう評価するか、という問題については、教師は生徒が16歳になったら、その才能を五つの項目で評価すべきだという案を示している。即ち、「芸業、心術、骨相、言語、動作」から、普段の行いに基づいて査定し、「上質」と「中質」に分け、評価するということである。その「上質者」は「吏士」と呼び、「中質者」は「兵士」と呼ぶ。「兵士」「吏士」になったら、さらに修業と勉強に励まなければならない。それを怠ける者は、罰則を受けるとし、西は次のように具体的な規則を定めた。

凡既屬兵者、講武技于学、日必一次、非有疾病事故、不允休歇、違則有誅、平素則供宿衛、有事則充軍役（國大士多宿衛之任、不取於嫡子者不必之）、父致仕子嗣、凡兵士之致仕者、期必以五十有六、凡既屬吏者眞之於鬻舍、以令之修其德、講其業、非有疾病事故、不允就休、于家違則有誅。在学十有四年、歳及三十者始（乃）許歸于家、始仕也。父致仕子嗣、凡吏士之致仕者、期必以六十有六年若七十、凡子弟不齒於郷不入於学、不令仕于朝、若士臣有子弟、不令入学、父兄則有誅。既入于学不帥教則有誅、犯法則有誅、不勉則有誅、凡庶子入於学、頗通技藝者、年既三十無為嗣於人者、給廩俸二口若三口、以為兵士。若不入学、雖為嗣於人、不令在于朝、凡士無嗣子、而欲養他邦人者、必先肆業于学、有司許之、而後奏請是、其大略也。若夫潤色之在其人而已³¹。

つまり、兵士に属する者は、武技を必ず毎日1回練習する。病気や事故でもなければ、休んではならない。父親が兵士になれば、息子も継ぐことができる。兵士は56歳まで奉公しなければならぬ。一方、吏士に属する者は、鬻舎に置き、道徳を修め、学業を講じる。病気や事故でもなければ、休んではならない。家にいることは規則に違反するので処罰する。14年間在学し、30歳になったら、はじめて帰宅を許し、仕えることになる。父親が吏士になれば、息子も継ぐことができる。吏士は66歳若しくは70歳まで奉公しなければならぬ。子弟が郷里の人に嫌われ、入学しなければ、朝廷仕官の道を閉ざして仕えさせない。もし士臣が子弟を入学させなければ、父兄は処罰される。既に学校に入った者が教えに従わなければ、処罰を受ける。法を犯す者は処罰を受ける。勤勉でいなければ処罰を受ける。庶子が学校に入り、技芸に秀でる者は、年齢が既に30になっても人の後を継ぐ者でなければ、二口若しくは三口の俸禄を与えて、兵士の身分を与える。もし入学しなければ、たとえ後継ぎであっても、朝廷に仕えさせない。士臣に後継ぎの嗣子がおらず、他邦の人を養いたければ、必ず先ず学業に勤み、学校の責任者に許可を得てから奏請する。これがそのおおよその内容である。このように、完璧になることはその人次第であると締めくくっている。

³⁰ 松島（2000）『亀井茲監』p.10。

³¹ 『養材私言稿本』「其九」（『西周全集 第二巻』p.444）。「干」は「于」の誤植で、下線は筆者による。

江戸時代は武家社会であった。武士に学問が必要であるという認識は江戸初期には薄く、藩が中心となって、藩士教育を行う藩校の設立は10世紀後半が一般的であった³²。津和野藩主の亀井茲監は人材育成のため、藩の教育の独自性を打ち出し、藩校の改革を志した。その改革の一環として、藩校の養老館のほかに、嘉永2(1849)年藩校の諸生寮の「培達塾」を新設した。西周は嘉永5(1852)年にその塾頭になったのである。この「培達塾」の「塾法」には、「禁制。飲酒、雑話、喧嘩、火の元、外出したときも不正非礼の場へ行かないこと」や、「門限、朝六時開門、夜六時閉門、門限に遅れた者には罰を与える」、「入塾中は親類縁者も尋ねないこと」などと書かれている³³。

上記の西周の教育に関する論説、特にルール作りの発想は、後に「徳川家沼津兵学校掟書」や「文武学校基本并規則書」、「育英舎則」などの規則を制定するときに、思想の根源となったもので、西周の研究において看過できない重要な文献であると指摘できる。

また、「文武」を分けての教育方針や、嫡子が努力しなければ既得権益が失われ、庶子であっても、努力さえすれば出世できるという仕組みの発想は、明らかに養老館学則に反した内容であり、当時としては、あまりにも近代的な主張であることが分かる。さらに、締めくくりの「若夫潤色之在其人而已」(完璧になることは、その人次第である)という言葉は、「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らず」とも重なっているように見える。

4. 明治期の西周の教育思想

明治時代に入って、西周に恵まれた好機は、静岡に移封された徳川藩に招かれ、徳川家沼津兵学校の頭取に着任したことであった。そこで初の仕事は明治元(1868)年12月の「徳川家沼津兵学校掟書」の作成と兵学校の運営である。

「徳川家兵学校掟書」は全84条と「徳川家兵学校附属小学校掟書」31条からなる。生徒の入学資格、入学方法、「資業生 - 本業生 - 得業生」の進級制度、教授の階級と権限、任用方法、職務、学科編成、罰則規定、掲示まで、ありとあらゆる面が考慮された、近代的な学校規則である。特に「兵学校」「附属小学校」の「兵 - 小」一貫の制度は斬新なシステムであったが、その発想は、すでに『養材私言稿本』にある、「兵士 - 武」「吏士 - 文」に現れていたことが確認できる。また、もっとも重要なのが、「附属小学校掟書」第一条である。

第一條 小学校之儀は陸軍支配向は勿論其外最寄移住御家臣之向并ニ最寄在方町方有志之者は通稽古御免相成候事。

つまり、身分と関係なく、「有志」であれば、誰でも入学できるということである。これも西の『養材私言稿本』の主張と合致していることから、「沼津兵学校」は西周の教育理念の実践の場となったと言える。

³² 松島(2000)『藩校養老館』p.7。

³³ 松島(2000)『藩校養老館』p.29。

なお、大久保利謙は全集解説で、「この兵学校の設立も藩士を教育し潜在力を養うためであった。武士養成の建前から兵学校としたが、後の軍隊教育とは意味が違い藩士の教育機関である」³⁴と指摘している。このことを考え合わせると、明治2(1869)年の「追加掟書」で、文学科の学科編成を入れたのも西周の見識からすれば学校運営していくうえで、ごく自然な流れで当然のことであったと言える。

「追加掟書」に書かれている「文学も相兼文武両道之學術教授」という目的、「政律科之本業課程」の「受業」にある「経済学(エコノミーポリチック)、政法通論(ドロワポリチック)、国法通論(ドロワシキル)、刑律通論(ドロワキリミナル)、商律通説(ドロワコンメルシアール)、政表(スタチスチック)」といった内容から、西周がライデン大学でフィッセルリングに学んだ五科を容易に想起できる。また、「史道科之本業科目」「受業」の「洋語兼学」には、「資学ニテ英語ヲ学フ者ハ本業ニテ佛語ヲ兼ヌヘシ佛語ヲ学フモノモ是ニ同シ」とある。当時、静岡藩には、静岡学問所という津田真道を校長とするもう一つの学府があった。しかし、学問所内では漢学派対洋学派の対立があった。宇野(2008)は、そもそも「掟書」のような詳細な学校規則の制度化は学問所では見られず、同3年の「静岡藩小学校掟書」により小学校→学問所という進学ルートが制度化されたが、これは沼津の附属小学校→兵学校というモデルになったものであったと述べている。この事実から、「徳川家兵学校掟書」は西周が『養材私言稿本』の中で描いたビジョンを初めて具現化した試みであったと指摘できる。

西周は明治2年の暮れに、親元の津和野藩に帰省するため、徳川藩の役を辞すると願い出た。しかし、徳川家はそれを許可せず、代わりに百日の休暇を与えた。「文武学校基本并規則書」は、明治3年正月から2月にかけて津和野に帰省したとき、亀井藩主の諮問に提出したものである。

「文武学校基本并規則書」は国内外の学校制度を比較して作成したものである。小学校を初級学校とし、その上に「国学」と「武学」の二学を設ける。大久保利謙の解説によると、この体系は沼津における学校構想と同じであり、これはそれをより整備した当時における西周の学校構想の全貌であるとのことである。構想としては西洋的な大学というより東洋的(律令的)で、各学科の科目名に西洋大学の各学科内容をも採り入れている。学名にフランス語を付しているのはフランス語の原書を参考にしたからであると推測され、後の『百学連環』の学問体系と全く構想を異にするものの、学科名には共通したものが多く³⁵。

また、「追加掟書」では「受業」「授業」が併用されていたが、「文武学校基本并規則書」では、「授業」で統一されている。実際使われた規則ではないが、学科名や用語変遷の研究としては、価値がある文献である。

明治三年、西周と津田真道は新政府に指名され、江戸に戻ったが、沼津で西周に学んだ福井藩の書生がついてきたため、西は私塾「育英舎」を開いた。ここでも、西はやはりまず「育英

³⁴ 大久保利謙(1981)『西周全集 第二巻』p.746。

³⁵ 大久保利謙(1981)『西周全集 第二巻』p.757。

舎則」を定めたのである。「育英舎則」は「徳義之方を指すものにあらず」、主に言語の応対、歯磨き、衛生、散歩、飲酒など、学生としての心得と振る舞いや生活習慣、生活態度を規定した内容であるが、とくに、漢詩文に関しては、「唯書畫墨戲本歌を讀ミ唐詩を賦するなど消閑遣悶の具として君子之を貴ぶ。風流文藻の事必ず責めずといえども其具あるときハ其身の高輝を發す、閑暇あらハ此ニ從事する尤可也」と、暇があれば嗜みとして行っていいとの見解を示しており、今日でも一読する価値はある。

さらに『西周全集 第二巻』「教育篇」には、教育理念と学校規則のほか、「東京大学卒業証書授与式演説」（明治11年7月8日）や、「才能偏僻生於作用之反覆説」（明治11年10月6日、同11月10日、明治12年1月19日）、「和蘭大学法令」の翻訳稿本もある。

また、明治14（1881）年6月23日に、文部省御用掛兼勤東京師範学校校務を囑託されている西周は、「師範学校卒業式ノトキ卒業生ニ告クル文」（明治14年7月15日）、「東京師範学校ニテ道德学ノ一科ヲ置ク大意ヲ論ス」（明治14年11月）を記しており、「東京師範学校ニテ法令学ノ一科ヲ置ク大意」のメモも、その期間のものである。「校務囑託」は、よく「校長」と理解されているが、『西周全集』にはそのような解説がなく、これは恐らく『日本の名著 34』の年譜にある「東京師範学校長を囑託される」という誤記からの影響かと思われる。実際、東京師範学校は初代の諸葛信澄から、箕作秋坪、秋山恒太郎、伊沢修二、高嶺秀夫と続くが、高嶺秀夫が校長の任期中（1881-1886）、西周が校務囑託（1881-1885）されただけではなく、森有礼も西の後、1885年に監督として着任しているのである³⁶。

「東京師範学校ニテ道德学ノ一科ヲ置ク大意ヲ論ス」の論は、内容からも分かるように、これは「道德学」の本質と重要性を説いたものである。ただ、ここで論じている「道德」は「モラル」であり、儒学の「道德」ではない。

然ルニ此模範ノ備レル者、宗教上ノ模範ヲ除キテハ亜細亞ニ唯宋儒朱熹ノ一学派アルノミ、然ルニ其学タルヤ既ニ五百年ノ上ニ成ルモノニシテ、近代ニ至リテハ人其中粗大ノ誤謬アルヲ知ルニ至リタレハ、無缺ノ完珠トシテ奉スヘキニ非ラス、其他陽明ノ如キ、我カ邦ノ仁斎、徂徠ノ如キハ未タ其学ニ道德ノ模範ノ備レリト謂フヘキ者無シ。而シテ近世欧州ノ諸大家ニテモ既ニ此点ニ於テ論明スル所無キニ非ラスト雖ヘトモ、未タ適従スヘキ模範アルヲ觀ス、例スレハ韓図ノ先天説……（中略）斯ニ論スル旨趣ニ非ラス、唯近世賓雜謨ノ利学（ユーチリチー）、彌兒、斯斑沙其他諸人ノ唱フル所略適従スヘキモノノ如シ、

³⁶ 政府から国立大学への官僚派遣は今も続いている。平成29年2月10日受領答弁第45号「衆議院議員逢坂誠二君提出国立大学法人への文部科学省職員の派遣および出向等の状況に関する質問に対する答弁書」によると、政府は「平成29年1月1日現在、当該「役員」又は「職員」として、当該養成において遂行することを求められた職務を引き続き遂行している者は、276名である」と返答した。

然

レトモ（中略）…仁義、忠信、孝悌、慈愛等ノ名教粲然トシテ備ハレハー々之ヲ抹殺スヘキニ非ラス、故ニ今其模範ヲ立テント欲セハ我カ古来有ル所ノ諸種ノ説ト西人近世ノ説トヲ取り、参伍折中シ衆理ヲ取り、一理ニ帰納貫通スルノ模範ヲ立テ、之ヲ以テ授受スルニ非レハ、本邦ニ在リテ实用ノ道德学ニ供スヘキニ非ラス、是事頗煩雜ニ渋ルヲ以テ容易ニ手ヲ下スヘキニ非ラスト謂ヘトモ、窃カニ卑見無キニ非ラス（以下省略）³⁷。

西周にとって、これは明治8年に書いた「人世三宝説」にある「人間道德」の「ソーシャルモラル」と同じ意味である。「仁義、忠信、孝悌、慈愛等」を「抹殺スヘキニ非ラス」、「我カ古来有ル所ノ諸種ノ説ト西人近世ノ説トヲ取り、参伍折中シ衆理ヲ取り、一理ニ帰納貫通スルノ模範ヲ立テ」という西洋と伝統の所説とを融合させようとする試みが読み取れる。なお、大久保（1981）の解説の文末に、「頃者文部省諸県師範学校并ニ中学校ニ此科目ヲ挿入セリ」とあるのは、明治14年8月19日、文部省達29号を以て、「師範学校教則大綱」を、また7月29日、文部省達代28号を以て「中学校教則大綱」を公布したことを指すのであろう。但し上述の両「大綱」では道德学といわず「修身」となっている。明治5年の「学制」以降、文部省の学校規則には「道德学」という科目名は見当たらないので、この「道德学」科は西の考案であろうと指摘している³⁸。なお、奥野武志（2008）は西の「道德学」の概念については触れていない。

5. 終わりに

西周の教育論は、普通、『西周全集』第二巻の「教育篇」に収録されている論文を指すのが一般的である。しかし、実際、西は第一巻の「哲学篇」に収録されている「人生三法説」（明治8年10月）や、第三巻に収録されている「諸文集」の「演説会ノ説」（明治10年6月17日）や「独逸学協会学校開校式演説」（明治10年10月）においても、重要な教育論を講じている。特に「独逸学協会学校開校式演説」³⁹においては、西は次のように論じている。

抑モ学ヲ成ス道ハ先ヅ志ヲ立ツルニ在リ、志ヲ立ツル亦難キコトニ非ズ。（中略）其レ以上ハ才学ノ在ル所ニ従ツテ、官務ニ服スルモ職務ニ服スルモ、人々好ム所、又其人運命ノ存スル所ニアルベシ。然ルニ此ノ勉強ト云フコト亦甚ダ難キコトニ非ズ。（中略）而シテ其ノ知ル所ヲ積ンデ忘ルルコトコト無ケレバ、即チ勉強ナリトス。謂フベシ世ニ教育ニハ三育ノ説アリ、智、徳、体ノ養育ヲ失フ可ラズトス。勉強ハ勿論好ム所ナリト雖モ、苟モ体育ヲ失フ如キ勉強ハ欲セザル所ニシテ、成ルタケ身体ヲ強健ニ。

「志を立てる」というのは、孝経に「立身行道、揚名於後世、以顯父母」にあることばで、

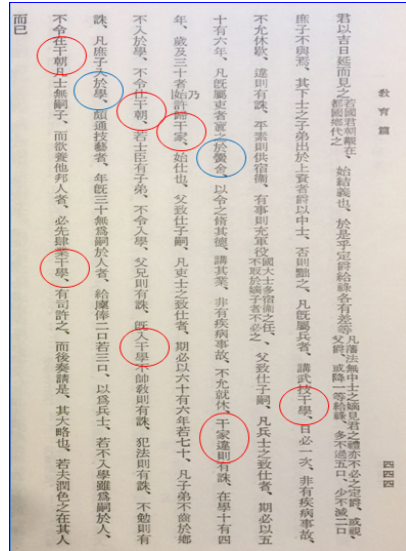
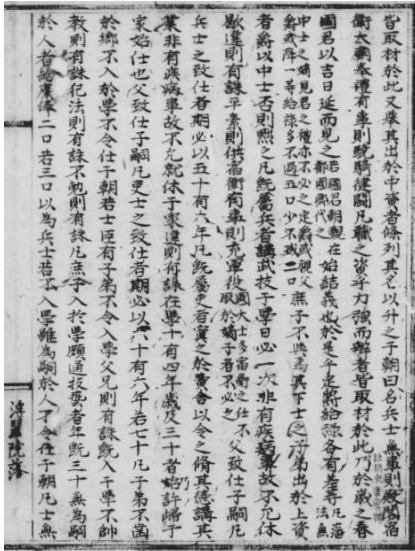
³⁷ 大久保利謙（1981）『西周全集 第二巻』pp.518-519。

³⁸ 大久保利謙（1981）『西周全集 第二巻』pp.761-762。

³⁹ 『西周全集 第三巻』解説「二十二 独逸学協会学校開校式演説」によると、「本巻諸文集の「演説会ノ説」のつぎに収めるべきものであるが落したので解説篇に転載されたという（解説p.49）。

知識人に知られている言葉である。「智、徳、体ノ養育」という「三育」は、今日中国の学校教育でも模範生徒の「徳育、智育、体育」として提唱されている。毛沢東は若い頃、『新青年』に「体育之研究」（1917年4月1日）という論文を発表したことがある。毛沢東の湖南省立第一師範学校時代の恩師である楊昌濟は日本の弘文学院に入学し、高等師範学校を卒業した経歴があるため、中国の「三好」概念は、ヨーロッパから直接移植されたものなのか、それとも西周の「三育」と関係があるものなのかは明らかではないが、興味深い問題である。

なお、『養材私言稿本』「其九」にある「干学」「干朝」「干家」「干」は、「于」の誤植ではないかと考えられる。古典漢語では、「干」には「求める」という意味があり、「干城」「干禄」「干仕」という表現があるが、「干朝」「干学」「干家」のような表現では意味が通じない。『西周全集』の「稿本」に計11箇所もあるため、西周原稿を確認したところ、「其六」の「干城」以外、そのほとんどが明らかに「于」の誤植であった。また、「干」のほかにも、「於」も用いられており、句読点の付け方が整合性に欠けている箇所も散見された。



資料1：国立国会図書館蔵『養材私言稿本』

『西周全集第二卷』（右）、○は筆者による

（左）

このような翻刻の誤植や句読点の整合性の問題が、『養材私言稿本』の研究の障害となっていると指摘できる。

（本稿は2018年2月25日に東京都文京区立本郷図書館で開かれた第5回西周講演会の原稿に大幅に修正したものである。講演会は、ヴィアックス・紀伊国屋書店共同事業体主催で行われた。執筆にあたって、弁護士の山崎克之先生からいただいた貴重な『津和野ものがたり』シリーズを大いに参考にさせていただいた。法政大学名誉教授下森定先生からは色々なご教示をいただいた。長年、講演会の企画や司会進行などの運営にあたって下さった八木茂館長、小山美和副館長、山口勝治様、小林暢夫様に厚くお礼申し上げます。）

参考文献

- 萱生奉三 (1880) 編『西先生論集』東京：晩成社
- 文部省総務局 (1890) 『日本教育史資料 式』 (不発売)
- 大久保利謙 (1981) 『西周全集 第二卷』東京：宗高書房 (再版。初版 1962 年)
- 大久保利謙 (1965) 『西周全集 第三卷』東京：宗高書房
- 国立国会図書館レファレンス事例詳細「教育」[転記用 URL]
http://crd.ndl.go.jp/reference/detail?page=ref_view&id=1000100815、2014/10/12
- 沖本常吉 (2006) 『津和野藩 津和野ものがたり 1』津和野町教育委員会 (初版 1968)
- 松島弘 (2000) 『藩校養老館 津和野ものがたり 8』津和野町教育委員会
- 松島弘 (2000) 『亀井茲監 津和野ものがたり 10』津和野町教育委員会
- 宇野美恵子 (2008) 「西周の教育思想における東西思想の出会い——沼津兵学校時代を中心に」
『特集 西周と東西思想の出会い』北東アジア研究 (14・15), 3-19, 2008-03
- 奥野武志 (2008) 「西周における道德と教育——『東京師範学校ニテ道德学ノ一科ヲ置ク大意ヲ論ス』の史的位罫」『関東教育学会紀要 (35)』,13-23, 2008-10
- 李漢燮 (2010) 『近代漢語語彙研究文献目録』東京堂出版

摘要：本文以《养材私言稿本》为主要史料，对西周的教育思想进行了考察。西周在此稿本中，就培养人才的政策、学校的规章制度、选拔人才的方法，以及与人才录用等问题进行了广泛的议论，提出了独自的观点。特别是以“文武”之别标准进行人才选拔的观点，是有悖于当时“重武轻文”的社会思想的。另外，无论是在私塾还是明治维新后的公共教育机关，西周在“立志”和“学习”之外，都特别提出了“道德”和“体育”的重要性，展现了其教育观点的近代性。